

閲覧用

平成 30 年 10 月 19 日

第 11 回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

## 第11回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年10月19日(金) 午後2時00分から午後2時50分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

会長 19番 奥平 貢市

会長職務代理者 1番 野地 太郎

### 農業委員

1番 野地 太郎 2番 野地 さよ子 3番 武藤 善朗

4番 佐藤 勝則 5番 松本 太 6番 斎藤 弘美

7番 根本 信康 8番 安齋 喜八 9番 武藤 一夫

10番 馬場 利正 11番 武藤 栄利 12番 中山 博之

13番 安齋 栄 14番 菅野 一紀 15番 佐藤 孝志

16番 三浦 喜周 17番 佐藤 信喜智 18番 菅野 保治

19番 奥平 貢市

### 農地利用最適化推進委員

20番 佐藤 一男 21番 佐久間 敏 22番 武藤 健之

23番 平 義一 24番 堀川 英二 25番 菅野 正寿

26番 安齋 浩一 27番 遊佐 幸吉 28番 石川 重彦

29番 遠藤 伝栄 30番 佐藤 孝 31番 大内 信一

32番 佐藤 美由紀

33番 泉 佳男

34番 松本 正典

35番 遊佐 一夫

36番 渡邊 久

37番 大石 忠雄

#### 4 欠席委員

##### 農業委員

16番 三浦 喜周 委員

##### 農地利用最適化推進委員

21番 佐久間 敏 委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第69号 現況確認証明申請について

第5 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第72号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認について(利用権貸借)

第8 議案第73号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に

対する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地秀子 農地係長 野地 通 農地係 相川 誠

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。

また、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（奥平貢市）会長 これより、平成30年第11回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員18名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、16番 三浦喜周 委員、21番 佐久間 敏 委員より欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、7番 根本 信康 委員、8番 安齋 喜八 委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、会議書記の指名 会議書記には、事務局職員 菊地 秀子さんと野地 通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてでありますと、個人情報保護の観点から、取扱には十分注意いただきますようお願ひいたします。

それでは日程第4、

議案第69号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2番（野地さよ子）委員

議案第69号1番について現況確認の報告をいたします。事務局の説明のとおりであります。9月20日午前に菊地局長さん、森島さん、野地太郎さんと推進委員の佐藤さんと私の5人で現地調査をしました。■さんは平成7年より養蚕をやめた後そのままの状態になり荒廃化したものです。5人で検討

した結果やむを得ないでしようということになりました。私もやむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

17番（佐藤信喜智）委員

議案第69号の2番と3番の現況確認について説明いたします。10月5日、遠藤伝栄委員と安齋喜八委員、事務局から局長と森島さんの5名で現地確認いたしました。2番の1筆、3番の6筆全部原野でやむを得ないんじゃないかということでございます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

5番（松本 太）委員

議案第69号番号4から17の調査報告をいたします。10月3日の日に農業委員の根本さんと推進委員の遊佐さん、事務局長の菊地さん、相川さんと5名で現地調査をいたしました。調査内容は事務局説明のとおりでございますが、17の現地は作付がされていましたので不適当と判断いたします。そのほかの4から16番については特に問題がなかったため許可適當と考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

11番（武藤栄利）委員

議案第69号番号18、19について調査の結果を報告いたします。ただいま事務局から説明あったとおりであります。去る10月4日、菊地局長さん、森島さん、菅野保治委員、推進委員石川さん、そして私とで現地調査を実施いたしました。■さんは親子でありまして申請地は隣接しておりました。現況は荒廃しているものの一部耕作されており、草刈り等もやられておりました。

従いまして、番号18、19ともに非農地としては不適当とすることと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第69号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

9番（武藤一夫）委員

今回現況確認調査が同じところから大量に出ているんですが、これについて何か意図するものがあるんでしょうか。

事務局 只今の武藤一夫委員からの質問に対して回答いたします。番号4から番号17番まで松本太委員の担当案件でしたが、冠木・茶園あたり大量に出ているんですけども、ここには商業施設が今後来る予定になっておりまして、全部の面積を今後転用すると4haを超えて県のほうの許可になるので、開発者の方の思惑とすれば荒れているところを非農地に落して農地面積を減らして市農業委員会の許可で転用申請したいという考えが中にはあるようです。なので今回一気に出てきたのは、農地から非農地に落して農地面積を減らして今後市の許可で転用申請が出されるという見込みとなっております。

議長（奥平貢市）会長 よろしいでしょうか。その他ご質問等ありますでしょうか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは議案第69号については、1から16までと17から19に分けて採決いたします。

議案第69号1から16について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第69号1から16については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に議案第69号17から19について、農地と判定し非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第69号17から19については農地と判定し、非農地証明をしないことに決定いたしました。

次に日程第5、

議案第70号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

13番（安齋 栄） 委員

議案第70号番号1について調査内容を報告いたします。15日の午後、遊  
佐一夫委員とともに譲渡人の [REDACTED] さん、譲受人の [REDACTED] さんに現地にて  
聞き取り調査等を行いました。内容は事務局説明とおりです。両氏とも申請内  
容に間違いないということでございました。なお、 [REDACTED] 氏は [REDACTED] の前社  
長でございまして、貸出面積が皆様の資料にございますように133.5aと  
いうことでちょっと疑問がありましたことから聞きましたところ、 [REDACTED] の社  
長をやっている時代に10年前に貸したと。あと2年で契約が切れるというこ  
とで、自分も会長職になったので農業機械等もあるので農業をやるということ  
でございました。それでこの農地も取得したということでございます。私とし  
ては何ら問題なく許可適当と思います。皆様方の審議よろしくお願ひします。

9番（武藤一夫）委員

議案第70号2番と3番について調査結果をご説明いたします。去る10月  
18日午後、 [REDACTED] さん、2番3番それぞれ農地を本人に案内していただきま  
した。また、2番の [REDACTED] さん、3番の [REDACTED] さんには仕事の都合で電話確  
認という形で確認してまいりました。内容については事務局の説明のとおりで  
あります。推進委員の菅野正寿さんも一緒に確認したということを申し添えて  
おきます。詳細については事務局説明のとおりで許可適当と思っております。  
皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第70号1から3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は  
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第70号1から3について  
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6

議案第71号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題  
といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員

議案第71号1番の調査内容の報告をいたします。去る10月18日、譲渡  
人 [REDACTED] さん、譲受人 [REDACTED] さんに電話で聞き取り調査を行いました。調  
査内容は事務局説明どおりです。特に問題はありませんでしたので許可適当と

思います。現場は金色の [REDACTED] の斜め後ろの土地でありまして、周りには住宅が立ち並んでいるという状況です。ご審議よろしくお願ひいたします。

6番（斎藤弘美）委員

議案第71号番号2及び3について調査内容を報告いたします。10月15日に推進委員安齋さんとともに譲渡人 [REDACTED] さん及び [REDACTED] さんから内容を聞き取り、また譲受人 [REDACTED] さんからも内容を聞き取り現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果特に問題がないため許可適当と考えます。

続きまして番号3について調査内容を報告いたします。10月15日に貸付人 [REDACTED] さん及び借受人 [REDACTED] さんから内容を聞き取り推進委員安齋さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果特に問題がないため許可適当と考えますのでご審議よろしくお願いします。

17番（佐藤信喜智）委員

議案第71号の4番についてご説明いたします。10月16日 [REDACTED] さんと現地にて確認いたしました。[REDACTED] さんは電話で確認いたしました。内容は事務局説明どおりでございます。何ら問題ないと思います。許可適当と思っております。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

10番（馬場利正）委員

4番の太陽光エネルギーについて伺いたいと思います。20年後に土地は返してもらうことになるんだろうけれども、その後の太陽光発電施設の撤去費用とかそういうものは実際は審議の中に入っておったんでしょうか。

事務局 馬場利正委員からの質問に対してお答えします。今回の太陽光は野立ての普通の太陽光発電設備の設置でありまして、申請書の支出の欄には撤去費用については金額は含まれておりません。今回設置するだけの金額でありますし、普通の太陽光設備の設置をするための申請書類については撤去費用を見込んでおりません。撤去費用を見込むのが、営農型発電については申請書にも撤去費用がいくらかかるというのは見込まれるんですけども、普通の太陽光についてはそういうのが含まれなくとも問題ないということで福島県のほうの指示もありますので、そのように事務処理させていただいております。今回は撤去費用は含まれておりませんのでよろしくお願いします。

10番（馬場利正）委員

撤去費用が見込まれていないということですが、撤去は誰が最終的にやるんですか。

事務局 20年間太陽光発電設備を設置してその後の撤去とかその後の処理については、地主とか転用事業者の方でお互いに話し合う中でやられるのかと思います。もう農業委員会としてはこの土地については農地以外に認めて、

今回の転用が認められたとすれば農業委員会の手から離れてしまうので、あと  
は関係する者が何らかの処理をするのだろうと思われますので、今のところそ  
こまで分かっておりません。

10番（馬場利正）委員

一番最初に農地にはあまりこういう太陽光発電はやらないんだというよう  
な話を聞いたように記憶しているんですが、20年後この [ ] さんという方  
が元気でいればその責任を持てるかもしれません、20年後に例えばそれが  
息子だとかあるいは孫の代になったときに、その現物が残っているということ  
になるとすごく問題になると思うんです。農業委員会から離れてしまうと言え  
ばそういうことなんだろうけれども、畠とかに設置することになるとやはり許  
可するときにはそこまで踏み込むような、そこまでやってあげないと後で農家  
の人だけが残りかすだけもらって暮らすというそういう生活になりかねない  
と思うんです。こういうのは全体的にどういうふうにもっていったらよいのか  
少し、今回は別としても審議する必要があると思うんです。その辺のところを  
議長からお諮りしていただければと思います。

議長（奥平貢市）会長　　はい、わかりました。ただいま馬場委員のほうから  
賃貸で20年間借り受けて太陽光をやると。よってその20年終わった後に誰  
が撤去するのかという心配の疑念を抱いての質問でございますが、これについ  
てどなたかご質問、ご意見ございますか。

15番（佐藤孝志）委員

処分に関してですが、私が聞いた範囲内ではこれから、設置して日が年数が浅いということで、その辺の技術開発というのは進んでくるとは思うんですけども、その辺で話は少し違いますが原発の廃炉とかなんかも同じで最初からそういうものがきちんと想定されていないということがあるんで、その辺についてはやはり今後の関係当局を含めてそういうところの対応というものを、私たちだけではとてもでないですが処理しきれませんから、関係するところに申し入れとか含めてやっていただければと思います。

議長（奥平貢市）会長 その他ございませんでしょうか。

9番（武藤一夫）委員

考え方として、農家としては土地を貸すだけの話で、上物についてはこの太陽光発電の会社の持ち物だというふうに考えます。とすれば、契約の終わった時に持ち主がそれを撤去するのが当たり前かなと思いますが、今太陽光パネルの処分についての話も出たんですが、私もこの間意見交換した中では太陽光パネルはかなりの確率で再生されるという技術が確立されてきているということありますので、適切に処分されるものだろうというふうに私は将来的には思っています。これはそういう情報をいただいたということあります。

議長（奥平貢市）会長 ありがとうございました。そのほかご意見ござりますでしょうか。

4番（佐藤勝則）委員

考え方なんですけども、農地に太陽光パネルを農業委員会で認めてしまうと

全ての農地が認めざるを得なくなるのかなと一つの懸念があります。今二本松市でやっている再生可能エネルギーに対してもやっぱり太陽光発電のようなんですけれども、これを認めてしまうと今ある遊休農地すべてに私も、私もと賛同して太陽光発電を設置したいという申し出があった場合に農業委員会としてそれを却下するということはできないような気がするんですけども。その辺というのは皆さんでご審議してもらって農地に、今現在の農地に太陽光発電を設置するのがよいのか、あるいはまた地目変更してもらって雑地とかの扱いにして、それから太陽光発電という考え方になったほうが一番無難なような考えは持つんですけども。これは私個人の一意見です。

議長（奥平貢市）会長 これについて事務局、どうですか。

事務局長 皆様からのいろんな意見ありがとうございました。まずですね、最初に馬場利正委員からございました太陽光パネルの20年後の撤去はどうなるのかとの懸念は多くの方がお持ちかと思うんですが、このことにつきましては貸し借りとか、売買とかの当事者間でそちらは決めることだろうというふうに思うんですね。で、20年という貸借期間はあるんですけども、農業委員会ではこれは一時転用ではなくて恒久転用として認めるものなので、20年たった後にどのように返してもらうかはやはり当事者間の決めなのだろうと思ないので、今のところ農業委員会でそこまで踏み込んだ、助言を求められればアドバイスみたいなものは、そういうことははっきりさせておいた方がいいですねというアドバイスは貸す側とか譲り渡す側に出来るかもしれません

が、どこまでやっておきなさいとかいうようなことを申請の段階ではちょっと言うことはできないのかなと思います。それから、太陽光発電につきましては今のところ、野立ての太陽光発電は農振農用地とか第1種農地にはできないというふうになっておりますので、第2種、第3種ならば周りの営農などに支障がなければ認められるというふうに考えますので、基準に適合した申請が出てくる限り農業委員会として却下することは出来ないんではないかというふうに思うところでございます。ただ、いろんな考え方もあると思いますし、懸念もあると思いますので、それはまた協議会とかの場で皆様からまたいろいろご意見を出していただければと思います。

議長（奥平貢市）会長 今、局長から説明ありました。これはなかなか結論の出ない難しい問題であると思うんですが、一旦、ルール上基準に合った申請が上がってくれば認めざるを得ませんし、20年後ないし何十年後どうしますかという答えを求めるのもいかがなものかと思いますので、これは何ともいた仕方ないのかなというふうに思います。ただ馬場委員からありましたように、万が一途中でやめた場合の懸念はあると思います。ただ農業委員会としてそこまで踏み込むことはなかなか難しいかと思います。馬場委員それでよろしいですか。

10番（馬場利正）委員 はい。

議長（奥平貢市）会長 そのほかご意見ござりますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 意見ないようですので、それでは採決いたします。

議案第71号1から4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は  
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第71号1から4について  
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7

議案第72号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第72号1、2について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手  
をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第72号1、2については、

原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第8、

議案第73号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

15番（佐藤孝志）委員

今のがった案件、先ほどもありましたけれども私の受け持ち地域の中なんですかけれども、実はこの吉倉地区皆さんご存知のように平成23年の原発事故の被害を受けまして、700ベクレルから800ベクレル相当の米が検出されたということで制限を受けたところであります。この水田の所在するところもそのすぐ下流に位置します。この間も農地パトロールで見てきたんですけども非常に荒廃が進んでおります。何とかここを食い止めたいということで一応話はしているんですけども、そういう経緯があって今回こういうことが出てきたんだと思いますけれども、亡くなつた元の所有者も知り合いでして、今は息子さんだと思いますけども、そういうことで何とかしたいということで出てきたと思うんですけども、実はそういう被害が今だ色濃く残っておりますので、

今後とも見ていきたいと思いますので一応付け加えておきます。

議長（奥平貢市）会長 それではそのように善処したいということで、佐藤委員よろしいですか。

15番（佐藤孝志）委員

はい。

議長（奥平貢市）会長 ありがとうございました。そのほかご質問等ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第73号1、2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第73号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、平成30年第11回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後2時50分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成30年10月19日

二本松市農業委員会

議長 奥平 貢市

署名委員 根本 信康

署名委員 安齋 喜八